

避難支援アプリの機能に関する検討会開催要綱

(目的)

第 1 条 地理に不案内な来訪者等に対し、災害時に適切な避難行動を支援できる「避難支援アプリ」の全国的な普及・整備に向けて、避難支援アプリに必要な機能と防災情報（データ）について検討するとともに、アプリ作成時における課題とアプリ利用上の留意点を整理した上で、避難支援アプリの作成等に関するガイドラインの作成を目的として、「避難支援アプリの機能に関する検討会（以下「検討会」という。）」を開催する。

(検討会)

第 2 条 検討会は、次項に掲げる委員をもって構成する。

- 1 委員は、学識経験者、自治体、事業者、関係省庁のうちから消防庁長官が委嘱する。
- 2 検討会には、座長を置く。座長は、委員の互選によって選出する。
- 3 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- 4 座長に事故ある場合は、座長が指名した委員がその職務を代理する。
- 5 座長は必要に応じ、検討会に委員以外の関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。
- 6 検討会には、委員の代理者の出席を認める。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(運営)

第 4 条 検討会の運営は、消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室が行う。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関する必要事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 12 日から施行する。